

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

社会福祉法人 慈福会

施設と職員は協調して生産性の向上に努め、職場の意識や職場風土の改革及び働き方改革に取り組むほか、仕事と家庭との両立を図れるよう雇用環境の整備を推進する為に、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

2 内容・目標・対策

**目標1：時間外労働時間が月20時間以上となる職員を0にする。**

※対策

- ①令和4年 4月～ ・所定外労働の現状把握 ・原因と分析等を行う
- ②令和4年 6月～ ・原因の分析結果に対する対応協議、実施
- ③令和4年 6月～ ・当法人のホームページにより外部公表を行う
- ④令和4年10月～ ・法人内通達等により、職員への周知

**目標2：女性職員の育児休業取得率を80%以上とする。  
男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。**

※計画期間内に1歳以上の子のために「子の看護休暇」取得した場合を含む。

※対策

- ①令和4年 4月～ ・育児休業取得者の現状把握
- ②令和4年 6月～ ・原因の分析結果に対する対応協議、実施
- ③令和4年 6月～ ・当法人のホームページにより外部公表を行う
- ④令和4年10月～ ・法人内通達等により、職員への周知